

院内感染防止対策の取組

■ 院内感染対策に係る基本的な考え方

- ・当院では、標準予防策(すべての患者が感染症に罹患している可能性があるということを前提として予防策を講じる)を基本とした感染対策と、感染経路別予防策(感染経路によって予防策を行う)を実施しています。この考えを基本に院内感染の防止に留意し、感染等発生の際には、その原因の速やかな特定、制圧、終息を図るものとします。
- ・職員一人一人の正しい感染対策知識の習得と実行が、最も基本でかつ最大効果を発揮する感染対策であると理解し、院内感染対策にあたります。

■ 院内感染対策に係る体制、業務内容、職員教育

- ・当院では、副院長を「院内感染管理者」と定め、「院内感染防止対策委員会」を設置し、毎月1回会議を行い、感染対策に関する事項を検討しています。
- ・「感染防止対策業務指針」及び「手順書」を定め、標準予防策や感染経路別予防策等に基づき、職員の手洗い・手指消毒、場面に応じた防護対策を実施し、感染防止に努めています。又、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況等を確認しています。
- ・全職員に対し研修会を年2回実施し、感染防止に対する知識の向上を図っています。

■ 抗菌薬適正使用のための方策

- ・当院では、適切な抗菌薬を選択し、適切な量を、適切な期間、適切な投与ルートでの投与により薬剤耐性菌の発生を予防する等、抗菌薬の適正使用を実施しています。又、使用薬剤や耐性菌等の検出状況について連携医療機関(県立延岡病院)に報告し、助言を受けています。

■ 他の医療機関等との連携体制

- ・当院では、県立延岡病院と連携しており、県立延岡病院が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスや、新興感染症の発生等を想定した訓練に参加しています。

■ 指定医療機関の公表

- ・当院は、第二種協定指定医療機関であり、受診歴の有無に関わらず発熱その他感染症を疑う症状を呈する患者の受入れを行う旨を公表しています。受入れにあたっては、発熱患者等の動線を分ける等の感染対策を講じています。